

## インターネット消費者取引連絡会（第3回）議事要旨

1. 日時：平成23年12月2日（金） 14時～16時
2. 場所：消費者庁 61会議室
3. 出席者：別紙参照
4. 議題：
  - (1) 発表
  - (2) 意見交換
  - (3) その他
5. 議事概要：
  - (1) について
    - ・ 消費者庁・高橋調査官から「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項（資料1）」について説明。
    - ・ 東京都・金子課長から「インターネット消費者取引に係る表示に関する相談事例（資料2）」について説明。
    - ・ 日本アフィリエイト交流振興会・笠井代表から「日本アフィリエイト交流振興会によるインターネット表示に関する取組（資料3）」について説明。
    - ・ 日本通信販売協会・万場理事、八代室長から「広告表示に関する自主規制と課題（資料4）」について説明。
    - ・ 楽天・片岡マネージャーから「広告表示の健全化のための取り組みについて（資料5）」について説明。
    - ・ ヤフー・古閑マネージャーから「ヤフーの取組について（資料なし）」について説明。
    - ・ 東京都・松下課長から「インターネット広告の問題点（資料6）」について説明。

なお、時間の都合上、ECネットワーク・沢田理事発表資料（資料7）については次回に持ち越しとなった。

- (2) について

メンバーからの発表を踏まえ、意見交換。主な発言は以下の通り。

- ・ 情報商材の話が出たが、情報商材を買うことによって「100%儲かる」や、「女性にモテる」など、常人からすれば有り得ない話である。被害と金額の均衡も取れていない。また、この業界は規模が大きく、動く金額も大きいと聞いており、詐欺の適用を検討してもよいのではないか。
- ・ 「100%儲かるFX」を吹聴した情報商材事業者が消費者に訴訟を起こされた例と、情報商

材で利益を得ていた事業者が脱税して逮捕された例がある。今後、詐欺で検挙されることも期待したい。

- ・ 景品表示法の適用に関連して、企業が販売している当事者でない場合（広告のみ）でも、自らを販売事業者と自社のルールで規定している場合もある。現在は大手の企業が多く、法律に基づいたものでなくても、対応に応じてもらえる企業が多いが、そもそもそうした企業には広告に対して責任を持たせるべき。
- ・ 景表法第二条では、その対象を役員・従業者・代表者その他の者も含められるよう拡大解釈が可能になっている。しかし、不当表示の禁止となると対象は事業者のみとなっている。こちらでは拡大解釈が適用されていないのはなぜか。
- ・ 資料1にある、「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表した意図は何か。
- ・ 東京都や日本通信販売協会から、越境取引に関するトラブルの情報が幾つかあったが、先日から消費者庁越境消費者センター（CCJ）を開設し相談を受け付けている。  
東京都から発表のあったペットグッズの件は、実はCCJが引き受けたのだが、結論を言うとならば表示の問題ではなかった。事業者と消費者の送料に関する英文メールのやりとりを確認したところ、消費者が送ったメールは、購入量を減らして安くして欲しいという内容にはなっていないためCCJでその点をただし、最終的には双方納得する結果に落ち着いている。  
中国から偽ブランドが送付された、という相談も多い。偽ブランド品は権利侵害品に当たるため返品すると「権利侵害品の輸出」にあたり関税法に違反してしまう。センターからそのような違法行為を助長することはできず、悩みあぐねるところ。  
求人サイト（契約更新）はネガティブオプションの1パターン。アメリカ・連邦取引委員会（FTC）はネガティブオプションについて検討を重ねており、スタッフレポートという形でガイドラインを公表している。
- ・ 二点質問がある。クーポンに関連して、先般公表された「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」で消費者庁は、「クーポン発行会社は、自らのクーポンサイトに店舗等の商品・サービスを掲載するに際して、景品表示法違反を惹起する二重価格表示が行われることのないようにすることが求められる。」とされているが、その根拠は何か。二つ目は、料理店で常時提供されるAコース・Bコースがあり、クーポン専用のCコースがあったとする。Cコースは、Aコース・Bコースのそれぞれつまみ出して構成されたもので「〇〇円相当」と表示されている。常時提供されていないCコースについて、「〇〇相当」と表示するのは二重価格との関連で問題無いのか。

（以 上）

### 第3回インターネット消費者取引連絡会出席者一覧（敬称略）

#### ○消費者庁

かわかみ いちろう 川上 一郎	消費者政策課 消費者事故対策室長
みずま あきら 水間 玲	消費者政策課 政策企画専門官
まつもと やすひろ 松元 泰裕	消費者政策課 政策調査員
たかはし むねとし 高橋 宗利	表示対策課 景品・表示調査官

#### ○関係行政機関（国・地方）

あおき あつお 青木 篤郎	警察庁 生活安全局 情報技術犯罪対策課 課長補佐
まきた こうじ 牧田 幸二	警察庁 生活安全局 情報技術犯罪対策課 係長
おかい はやと 岡井 隼人	総務省 総合通信基盤局 消費者行政課 課長補佐
なかうち だいすけ 中内 大介	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 係長
うしお たかふみ 潮 高史	経済産業省 商務流通グループ 消費経済企画室
まつした ひろこ 松下 裕子	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課長
にしお ゆみこ 西尾 由美子	東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課 表示指導係長

#### ○事業者団体

まんぼ とおる 万場 徹	社団法人 日本通信販売協会 理事 事務局長
やしる しゅういち 八代 修一	社団法人 日本通信販売協会 消費者相談室長
かまた まきこ 鎌田 真樹子	一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム 消費者委員会 委員長
かさい ほくと 笠井 北斗	日本アフィリエイト交流振興会 代表
すずき たまよ 鈴木 珠代	日本アフィリエイト交流振興会

#### ○消費者相談関係団体等

さわだ としこ 沢田 登志子	一般社団法人 ECネットワーク 理事
かねこ しゅんいち 金子 俊一	東京都消費生活総合センター 相談課長
ますだ えつこ 増田 悦子	東京都消費生活総合センター 相談課 消費生活相談員

#### ○オブザーバー

こが ゆか 古閑 由佳	ヤフー株式会社 法務本部法務部長 兼 政策企画室 マネジャー
かたおか やすこ 片岡 康子	楽天株式会社 広報渉外室渉外課 兼 ECBU ブランド維持活動グループ マネージャー
はなうえ かつみ 花上 克美	楽天株式会社 ECBU サービス管理部 店舗管理グループ 運営管理チーム リーダー
もり りょうじ 森 亮二	弁護士法人 英知法律事務所